

中部運輸局海上安全環境部



令和8年8月20日（木）

＜お問い合わせ先＞

中部運輸局海上安全環境部

運航労務監理官 竹内・中根

TEL 052-952-8012

【重要】必ず令和8年度中に手続きを！！

～安全統括管理者・運航管理者の選任と安全管理規程の届出～

知床遊覧船事故を受けた海上運送法の改正により、事業の許可や登録を受けて人の運送事業を継続する船舶運航事業者の皆様は、**令和8年度中（令和9年3月31日まで）に、必ず以下の1と2の手続きを完了してください。**

資格試験の受験や新たな安全管理規程の作成のほか、運輸局等への届出と受理には相応の時間を要しますので、早めの準備と手続きをお願いします。

注）これらの手続きを完了せずに事業を行った場合、【海上運送法違反】により、罰則が適用される可能性があります。

1. 安全統括管理者・運航管理者の選任及び届出

安全統括管理者・運航管理者は、実務経験を有し、資格試験に合格して資格者証の交付を受けた者から選任する必要があります。

また、安全統括管理者・運航管理者を選任した後は、所轄の運輸局等への速やかな届出が必要です。

2. 安全管理規程（フェーズ2）の届出

安全統括管理者・運航管理者の選任に伴い、輸送の安全確保のための海上運送法施行規則の改正により、新たな安全管理規程（所謂フェーズ2）の作成と、所轄の運輸局等への速やかな届出が必要です。

＜＜資格者証制度や安全管理規程、届出などに関する各種情報＞＞

中部運輸局ホームページ（「輸送の安全」情報）

<https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/kaian/yusonoanzen.html>

(ご参考) お問い合わせ先、申し込み・届出先

<<安全統括管理者試験・運航管理者試験>>

一般社団法人 海洋共育センター

<https://kaiyokyoiku.jp/home/safety-generalmanager-exam>

Tel : 0848-38-1170

※全国 100 力所以上の試験会場で受験できます。



<<選任届・安全管理規程の届出先（最寄りの運輸局等）>>

中部運輸局 海上安全環境部 運航労務監理官	名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎 1 号館	052-952-8012
静岡運輸支局（清水庁舎） 運航労務監理官	静岡市清水区日の出町 9-1 清水港湾合同庁舎	054-352-0159
下田海事事務所 運航労務監理官	下田市 3-18-23 下田運輸総合庁舎	0558-22-0843
三重運輸支局（四日市庁舎） 運航労務監理官	四日市市千歳町 5-1 四日市港湾合同庁舎	059-352-3386
鳥羽海事事務所 運航労務監理官	鳥羽市鳥羽 1-2383-28 鳥羽運輸総合庁舎	0599-25-4790
福井運輸支局（敦賀庁舎） 運航労務監理官	敦賀市港町 7-15 敦賀港湾合同庁舎	0770-22-0003

◆人を運送する不定期航路事業の許可及び登録も、年度内の手続きが必要です。

（お問合せ先）中部運輸局海事振興部旅客課 052-952-8013

<https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/kaishin/ikou.html>

<https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/kaishin/touroku.html>